

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

### 香川県規則第27号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～10 略		1～10 略	
11 特例条例別表第2の11の項の規則で定める書類	略  (1) 略 (2) <u>政令第1条の2、第1条の4第2項、第2条第1項、第3条第2項及び第4条第1項に規定する申請書</u> (3)・(4) 略	11 特例条例別表第2の11の項の規則で定める書類	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下この項において「法」という。）及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>政令第1条、第1条の3第2項、第2条第1項、第3条第2項及び第4条第1項に規定する申請書</u> (3)・(4) 略
12～36 略		12～36 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。